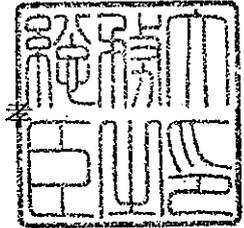


総政企第166号  
平成26年7月30日

統計委員会委員長  
西村清彦殿

総務大臣  
新藤義孝



諮問第69号  
鉄道車両等生産動態統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成26年7月11日付け国総情政第81号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。



## 諮 問 の 概 要

### 1 諮問事項

基幹統計調査である「鉄道車両等生産動態統計調査」（以下「本調査」という。）の平成27年4月以降の調査の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

### 2 変更の概要

平成27年4月以降に実施する本調査について、調査計画における調査対象の選定方法、調査対象の範囲及び調査事項について、以下のとおり変更する。

#### （1）調査対象の選定方法

調査対象事業所の選定については、従前の地方運輸局が行うヒアリング等に基づく事業所情報に加え、新たに経済センサス-活動調査の結果に基づく産業分類情報を活用する。

#### 【説明】

我が国における鉄道車両等の生産動態の実態を適切に把握するため、母集団名簿情報の整備を図り、調査対象事業所を選定する方法を変更するものである。

#### （2）調査対象の範囲

調査対象事業所については、上記（1）の選定方法を踏まえ、調査対象の範囲の明確化を図るとともに、当該事業所の規模を、従前の一律「常時10人以上の従業員を使用する事業所」から、鉄道車両等を製造する各業態の実態に即して、「全ての事業所」、「常時30人以上の従業員を使用する事業所」又は「常時50人以上の従業員を使用する事業所」に変更する。

図 1 調査対象事業所の選定方法及び範囲の変更

【変更前】		【変更後】	
業態別調査票	調査対象事業所の範囲	業態別調査票	調査対象事業所の範囲
鉄道車両生産（新造）調査票	鉄道車両（新造）を常時10人以上の従業員を使用し、製造する事業所	鉄道車両生産（新造）調査票	鉄道車両に係る品目の製造を行う事業所であって、日本標準産業分類に掲げる細分類「 <u>鉄道車両製造業</u> 」等に属し、 <u>鉄道車両生産（新造）のみを行う全ての事業所</u>
鉄道車両生産（改造・修理）調査票	鉄道車両（改造・修理）を常時10人以上の従業員を使用し、製造する事業所	鉄道車両生産（改造・修理）調査票	鉄道車両に係る品目の製造を行う事業所であって、日本標準産業分類に掲げる細分類「 <u>鉄道車両製造業</u> 」等に属し、 <u>鉄道車両生産（改造・修理）のみを行う事業所のうち、常時30人以上の従業員を使用する事業所</u>



## 【説明】

第Ⅰ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において産業連関表関係の諸課題として公的部門の分類の格付の見直しへの対応が求められたことを受け、「平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針」（平成22年12月27日産業連関部局長会議決定）において公的部門の分類の格付が見直されることとなり<sup>（注2）</sup>、「平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱」（平成24年9月28日産業連関部局長会議決定）において、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社及び東京地下鉄株式会社の活動は公的活動として格付されることとなった。

また、第Ⅱ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）においては国民経済計算や産業連関表の推計の基礎となる一次統計の整備等が求められているところである。

以上を踏まえ、産業連関表作成の基礎データとして、鉄道車両等のより正確な産出構造を把握するため、鉄道車両生産等の「需要先」等について、これまで「JR」、「民需」、「輸出」等の区分により把握してきたもののほかに、公的活動を行う機関として新たに「公的機関」の区分を設けるものである。

（注2）平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針（平成22年12月27日産業連関部局長会議決定。平成24年9月28日改正）（抄）

### 4 作成上の留意点及び主な検討事項等

#### （2）主な検討事項

##### ア 基本計画の課題への対応

基本計画に掲げられた産業連関表関係の諸課題について、以下により計画的に検討を進める。

##### ① 「固定資本減耗の時価評価の導入」及び「公的部門の分類の格付の見直し」

産業連関表における「固定資本減耗への時価評価の導入」及び「公的部門の分類の格付の見直し」については、内閣府における国民経済計算上の取扱いに関する検討結果を踏まえつつ、産業連関表上の取扱いに関する検討を行い、その結果に基づき、取扱いについて、平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱の作成までに結論を得る。

※ これらの取扱いについては、「平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱」（平成24年9月28日産業連関部局長会議決定）において決定された。

## 3 審議すべき重点事項

### （1）調査対象の選定方法の変更について

調査対象事業所については、従前の地方運輸局が行うヒアリング等に基づく事業所情報に加え、新たに経済センサス-活動調査の結果に基づく産業分類情報を活用し、母集団名簿情報の整備を図り、選定することとしている。

これは、「諮問第10号の答申 造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について」（平成20年12月22日付け府統委第140号。以下「前回答申」という。）の「今後の課題」において、「調査対象は、現在、地方運輸局等が保有する行政記録情報、ヒアリング等によって把握している。このような調査対象の把握方法については、（中略）現行の調査対象の把握で十全であるか明確ではないところがあり、調査対象名簿を工業統計調査及び事業所・企業統計調査等の名簿と照合し、本調査の対象とすべき事業所が網羅的に把握されているかを検証し、現行の把握方法の妥当性について検討する必要がある。」と指摘されていることを踏まえたものであり、当該指摘に対応した変更となっているか検討する必要がある。

## (2) 調査対象の範囲の変更について

調査対象事業所については、上記(1)の調査対象の選定方法の変更を踏まえ、調査対象の範囲の明確化を図るとともに、当該事業所の規模について、従前の一律「常時10人以上の従業員を使用する事業所」から、鉄道車両等を製造する各業態の実態に即して、「全ての事業所」、「常時30人以上の従業員を使用する事業所」又は「常時50人以上の従業員を使用する事業所」に変更することとしている。

これは、本調査の前回答申の「今後の課題」において、「調査対象を『常時10人以上の従業員を使用する事業所』としていることの妥当性について、統計需要及び報告者負担の両面から検討する必要がある。」と指摘されていることを踏まえたものであり、当該指摘に対応した変更となっているか検討する必要がある。

## (3) 調査事項の変更について

鉄道車両の使用者である需要先については「JR」、「民需」及び「輸出」の選択肢(区分)を、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置の納入先については「JR」、「民鉄等」、「輸出」及び「車両又は部品メーカー(鉄道車両部品のみ記入)」の選択肢(区分)を設けて、それぞれ把握している。

この区分について、「平成23年(2011年)産業連関表作成基本要綱」(平成24年9月28日産業連関部局長会議決定)において公的部門の分類の格付の見直しが行われたことを踏まえ、需要先が「JR」又は「民需」、納入先が「JR」又は「民鉄等」である場合のうち、需要先又は納入先が公的活動を行う機関である場合の実態を把握するため、新たに「公的機関」の区分を設けることとしている。

これについては、公的部門の分類の格付の見直し方針を適切に踏まえたものとなっているか、また、産業連関表の作成に係る関係府省との調整を十分に踏まえたものとなっているか検討する必要がある。

## (4) 前回答申における「今後の課題」への対応状況について

本調査の前回答申の「今後の課題」において、生産に長期間を要する鉄道車両については、鉱工業指数の算出等の基礎資料として、生産活動の進捗状況を的確に把握することが必要であるとして、仕掛品在庫、完成品在庫等を把握することの可否及び現行の調査事項の「手持」を「受注残」に改めることについて検討すべきことが指摘されている。

調査実施者である国土交通省による当該指摘事項に対する対応状況の適否等について、検討する必要がある。